## 令和5年度 大潟町小学校 いじめ防止基本方針

上越市立大潟町小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条により、大潟町小学校の全ての 児童が安心して充実した学校生活を過ごすことができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

## 1 基本理念 ~いじめの定義~

一つ一つの行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた子供の立場に立って※1行います。

## 【いじめとは】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の 児童等※2が行う心理的又は物理的な影響※3を与える行為※4(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法)です。起こった場所は、学校の内外を問いません。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、子供の命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

- ※1:いじめられたとする子供の気持ちを重視するということ。いじめには多様な様態があります。いじめられていても本人が否定する場合 もあることから、詳細な観察などにより判断する必要があります。
- ※2:学校の内外を問いません。例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該の子供が関わっている仲間や集団 (グループ) など、何らかの 関係のある者を指します。
- ※3:身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。
- ※4:「仲間はずし」や「集団による無視」など直接的に関わるものではなくても心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含みます。

## (1) 「いじめ」は絶対に許されない

「子供はいじめたり、いじめられたりして成長するものだ。」「いじめられる側にも問題がある」などと聞くことがあります。このような考えは、いじめを容認することになり、問題を一層深刻なものにします。人が集まればトラブルは起こりますが、互いの人権や生命を脅かすようなトラブルの解決方法は断じて許されません。子供のうちだからこそ、きちんと教え、諭していくことが必要です。私たち学校職員は、いじめは絶対に許しません。

## (2) いじめたり、いじめられたりする行為は、健全な成長を阻むこと

いじめは子供の成長に悪影響を及ぼします。いじめは、いじめを受けた子供の心を深く傷付け、将来に渡り、トラウマとして残ります。一方、いじめを行った子供にとって、きちんと指導されないということは、いじめの非人間性や他人の痛みに気付くことのないまま見過ごされることであり、成長に関わる重大な問題となります。

#### (3) いじめは4層構造

いじめは、いじめを受けている子ども(被害者)といじめを行っている子ども(加害者)の関係だけでは捉えられません。はやし立てたり、面白がったりして、いじめを積極的に助長している子供(観衆)もいます。さらに、見て見ぬふりをして、暗黙的に支持している子供(傍観者)もいます。このように、いじめは4層構造になっていることが多く、特に観衆の存在は重大です。観衆がいじめの現場を取り巻き、はやし立てたり面白がったりすることで、いじめは助長され、一層深刻に、一層過激になっていきます。被害者、加害者だけでなく、観衆や傍観者の実態をしっかりと見極め、指導することが大切です。

## (4) いじめは、どの子供にも、どの学級にも起こり得る

いじめには、実は思いがけない子供が大きく関わっているという事例もあります。いじめは、特定の子供だけが被害にあったり、反対に被害を与えたりするという問題ではありません。それゆえ、一部の子供にだけ注意を払っていればよい、その都度指導していけばよいという姿勢では、後手に回ることになり、問題を重大化、深刻化することになります。

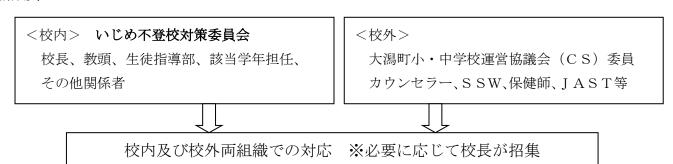
#### (5)「いじめ類似行為」について

令和2年12月25日に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」ができました。その条例の中では新たに「いじめ類似行為」が加わっています。「いじめ類似行為」とは、例えば SNS 等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、つらい思いをする可能性が高い場合のような行為のことです。「いじめ類似行為」についてもいじめと同様に扱っていきます。

#### 2 いじめ対策のための校内組織及び校外組織の設置・構成員

校長、教頭、生徒指導部、該当学年担任、その他関係者からなる、いじめ防止・即時対応のための校内 組織を設置し、原則的には、全教職員体制で全ての事案に対応します。また、前記は校内の構成員であ り、校外の構成員として大潟町小・中学校運営協議会(CS)委員のほか、カウンセラー、スクール・ソ ーシャル・ワーカー(SSW)、保健師、じょうえつあんしんサポートチーム(JAST)等を要請する 場合があります。必要に応じて、小・中学校長が両組織を招集して対応に当たります。

#### 構成員



#### (1) 未然防止

○道徳及び「人権教育、同和教育」による知的理解と心情の育成

いじめの場面を取り上げ、いじめの行為に憤ったり、いじめられる立場の気持ちに共感したりしながら、いじめを自分事として考えさせます。そして、いじめをしない、許さない心情を高めていきます。 また、実践意欲を高めるために、いじめについて体験を取り入れたり、本音で議論する場面を設定したりするなど工夫をします。

○特別活動による実践力の育成

グループエンカウンター、SSEなどにより、相手の気持ちを考えて行動することの必要性を理解させ、 よりより人間関係を作り、維持するための行動変容を促します。

学級会や児童会活動、縦割り班(Jチーム)活動では、子供のアイデアや自主性を尊重し、その実現の 過程で仲間との協調性や主体性を発揮させ、集団への帰属意識や自己肯定感を高めます。

○地域学習や体験学習の充実

様々な人と関わり、地域で活躍する人の姿から、夢・志をもって生きることの大切さを実感させます。また、地域学習の成果を地域に還元することで郷土愛、自己有用感を高めます。

○子供を語る会

毎学期初めに学級内で気になる児童、課題を抱えている児童の情報を出し合い、共通理解する場を設ける。全校体制で支援にあたります。

#### (2) 早期発見

### 【家庭との連携】

いじめの被害者の多くは、周囲に相談することをためらいます。被害を告げることで一層ひどいいじめを受けるのではないかと恐れたり、告げる相手を心配させたくないと思ったりするからです。また、いじめは、被害者が事実を申し出ないこと、加害者の方が状況説明しやすいこと、巧妙に偽装した「遊び」や「ふざけ」「けんか」などにカモフラージュされることなどによって、「見えにくい」のが特徴です。このような現状では、いじめの早期発見は教師の日常観察だけでは困難です。いじめを早期に発見し、効果的な指導を行うためには、家庭との連携が不可欠です。

### <連携のポイント>

- ・子供を導き、成長させる支援を行うために連携するのだということを共通理解します。
- ・子供は、学校と家庭とで、異なる「顔」をもっていることを双方で認識しておきます。
- ・保護者と学校で、それぞれがもつ情報をすり合わせ、事実の確認作業をします。

【いじめ発見のチェックリスト】		
□からかわれることが多い	□動作が遅い □服が汚れていたり服	に靴の跡がついていたりする
□落書きされる □目立つ	□物がなくなったり壊されたりする	□服装や行動が派手になる
□元気がなく体調不良を訴える □登校を渋る (遅刻、欠席につながる)		
□からかいやふざけがある	□プロレスごっこをしている	□乱暴な言葉遣いがある
□使い走りをさせられている子供がいる □わざと一緒にはしゃいでいるように見える		

- ○子供対象「潟小しあわせアンケート」
  - ①毎月のしあわせアンケート (その後、教育相談を実施→個別懇談)
  - ②6月教育相談旬間
  - ③11教育相談旬間
  - ④2・3月教育相談

#### ○「こころのポスト」カード

困っていること、職員に聞いてほしいこと、学校をよりよくするためのアイデアなどをカードに書き、 ポストに入れます。ポストは校長または教頭が開錠し、確認します。年度初めに各学級で説明をします。 無記名で投稿することもできます。

#### ○いじめ見逃しゼロスクール集会

いじめをしない、見逃さないという全校の雰囲気をつくる。いじめは絶対にしてはいけないことを知る。学級単位でいじめゼロに向けた取組を紹介し合い、いじめは許さないという意識を高めます。

#### (3) 早期対応

「いじめ根絶」に全校体制で取り組んでいます(別紙対応マニュアル参照)。

#### 【いじめが発覚したら】

- ・「いじめ」と認識できていないことを重大に捉えて、組織的に指導します。
- ・被害者、加害者だけでなく、いじめの4層構造に照らして、指導します。
- ・一過性のものと捉えず、再発・深刻化を防ぐために継続的に指導します。
- ・家庭、関係機関等と連携して、指導します。

#### 4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等の対応を相談します。これは、子供や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、子供の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

## 5 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、関係する家庭の保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供に対する支援や、いじめを行った子供の保護者に対する助言等を行います。また、事実確認により、判明したいじめ 事案に関する情報を適切に提供します。

## 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた子供の保護を 第一に、いじめを行った子供に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意 し、子供が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

## 7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等については自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表します。

# 重大事態発生時の対応の流れ

## 想定される重大事態

子どもがいじめを受けたことにより,

- 子どもが自殺を企図した場合○ 金品に重大な被害を被った場合○ 集神性の疾患を発症した場合

- いじめにより子どもが、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが あると認めるとき (\*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日 を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)など の状況となったこと



大潟町小学校

教育委員会に報告

【学校の設置者が調査主体となった場合】

① 設置者の調査組織に必要な資料提出等、調査に協力する。

## 【学校が調査主体となった場合】

- ① いじめ・不登校対策委員会で方針検討・役割分担
- ② 事実確認 · 被害者 · 加害者 · 傍観者 ・聴衆
- ③ いじめ・不登校対策委員会で事実の突合せ
- ④ 加害者・傍観者・聴衆への指導、被害者のケア
- ⑤ 教育委員会に調査結果を報告…指導・助言を受ける。
- ⑥ 関係保護者への情報提供, 話合い

市教委の指導・助言を受けながら必要な措置を行う



上越市教育委員会

JAST(上越あんぜんサポート)チーム

○ 資料の提供

諮問

上越市いじめ防止等対策専門委員会

(重大事態の調査のために設置)

○提供を受けた資料の審議

調査結果の報告

※市長が重大事態への対処が不十分、または同種の 事態発生の防止のため必要があると認めるとき

は、再調査委員会において調査する。

上越市教育委員会

○ 調査結果の受理